

上手く行くのか中小企業金融円滑化法

昨年12月4日に施工された、いわゆるモラトリアム法案について、各金融機関が対応に追われているようです。

この法案自体、最近の経済金融情勢や雇用環境の下における中小企業や住宅資金の借入者の返済条件を緩和し中小企業の円滑な事業活動と雇用の安定を図ることが、大筋の目的になっています。

では、実際に借入をされている中小企業や個人がメディアで言われているように、簡単に飛びつくことは可能なのでしょうか。条文には、「金融機関は～行うよう努めるものとする」と書いてあります。このため、ニーズが高い

と思われませんが、どの程度まで貸付条件の変更に応じられるのかは銀行に依ります。ただ、その対応した経緯については行政庁に報告しないとイケませんので、金融機関も出来ないにも相当の理由が要ることになります。

この法律は、平成23年3月までの時限立法ですが、日本の中小企業が単なる延命的な措置ではなく、構造的に元気になるような結果を期待したいものです。

なお、返済猶予法案に関する資料等は用意しておりますので、必要な方はお声を掛けて下さい。

